

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱い

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱いについて、下記のとおり制定する。

平成 25 年 9 月 30 日

九州運輸局長 佐藤 尚之

記

1 用語の定義

この基準で用いる用語については、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成 25 年 9 月 30 日付け九運公第 34 号別添 1。以下、「処分基準」という。）に定めるところによるものとする。

2 処分基準 1 通則関係

- (1) 処分基準 1 (1) の勧告又は警告を行うときは、「勧告書」又は「警告書」を发出するものとする。この場合において、「警告書」は「勧告書」より厳しい文書表現とする。
- (2) 処分基準 1 (5) の貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会は、自動車交通部長、自動車交通部次長、首席自動車監査官、自動車監査官及び自動車技術安全部長、保安・環境課長、保安・環境専門官、保安・環境係長で構成するものとし、その設置要領については九州運輸局において作成するものとする。
- (3) 処分基準 1 (5) の貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会は、違反行為ごとの日車数の決定等について、その議に付すものとする。
- (4) 処分基準 1 (6) の措置に当たっては、原則として、違反行為に係る営業所の所長を同席させるものとし、事業者に対して、事業の改善状況について報告するよう指導するものとする。
- (5) 処分基準 1 (9) の「事業の全部若しくは一部の譲渡」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 30 条第 1 項又は第 35 条第 6 項の規定による認可又は届出を要する一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「運送事業」という。）の事業の譲渡のほか、運送事業の事業目的のために組織化され、有機的一体として機能する事業用自動車等の財産（荷主関係、運転者との雇用関係その他経済的価値のある事実を含む。以下同じ。）を譲渡することにより、実質的に運送事業を譲渡した場合を含むものとする。
- (6) (5) の実質的に運送事業を譲渡した場合における処分基準 1 (9) の「継続性及び同一性を有すると認められるもの」は、次の①又は②の基準を参考とし、

かつ、資本及び役員の実態を勘案して判断するものとする。

- ① 譲渡人の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね2分の1以上が譲受人（2以上の譲受人があるときは、当該2以上の譲受人）に譲渡されていると認められる場合
- ② 譲受人（2以上の譲受人があるときは、それぞれの譲受人）の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね2分の1以上が譲渡人から譲渡されていると認められる場合

### 3 処分基準3 違反点数制度関係

- (1) 処分基準3（1）中「10日車までごとに1点」とは、例えば、51日車は60日車として6点を付与するものである。
- (2) 処分基準3（4）②中「所要の措置」とは、処分基準1（6）による措置その他行政処分の際に受けた指導内容に係る措置をいう。
- (3) 2（5）及び（6）の規定は、処分基準3（7）の「事業の全部若しくは一部の譲渡」について準用する。

### 4 処分基準4 自動車等の使用停止処分関係

- (1) 処分基準1（9）を適用して処分基準4（1）の自動車等の使用停止処分を行う場合は、事前に本省物流・自動車局安全政策課及び貨物流通事業課に連絡するものとする。
- (2) 処分基準4（1）の自動車等の使用停止処分を行うときは、「自動車等の使用停止及び附帯命令書」を発出するものとする。
- (3) 処分基準4（2）の自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車（以下「停止対象事業用自動車」という。）の決定は、以下の①、②、③に基づき決定し、違反事業者に対して停止対象事業用自動車の指定を行うものとする。  
なお、停止対象事業用自動車の指定は、①、②、③の順に該当する車両を指定するものとする。
  - ① 違反事業者の違反営業所等の違反車両
  - ② 違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月及び最大積載量が同等の車両
  - ③ 違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、行政処分の実効性が確保できるものとして、九州運輸局に置く貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会で決定した車両
- (4) 処分基準4（3）の自動車等の使用停止処分を行う期間の時期指定については、違反事業者に対して速やかに行うものとする。

### 5 処分基準5 事業停止処分関係

- (1) 処分基準5の事業停止処分を行う場合は、事前に本省物流・自動車局安全政策

課及び貨物流通事業課に連絡するものとする。

- (2) 処分基準5 (1) ①の「著しく遵守されていない」とは、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1365号。以下「告示」という。)の未遵守が1ヶ月間で計31件以上あった運転者が3名以上確認され、かつ、過半数の運転者について告示に規定する拘束時間の未遵守が確認された場合をいう。
- (3) 処分基準5 (1) ②の「点呼を全く実施していない」とは、事業用自動車の日常点検の実施又は確認の報告、酒気帯びの有無及び健康状態並びに睡眠不足の確認、の確認並びに事業用自動車、道路及び運行状況の報告等乗務前及び乗務後の点呼並びに乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務における当該乗務の途中における点呼において実施すべき点呼項目が全く実施されていない場合をいう。
- (4) 処分基準5 (1) ④の「整備管理者が全く不在(選任なし)」とは、監査時において、特段の理由(整備管理者の急死、急病等)もなく選任を怠っていた場合をいう。
- (5) 処分基準5 (5) ⑤の「運行管理者が全く不在(選任なし)」とは、監査時において、特段の理由(運行管理者の急死、急病等)もなく選任を怠っていた場合をいう。
- (6) 処分基準5 (2) 表中③の「累積点数が51点以上80点以下となった場合」には、処分基準3 (4)、(6) 又は(7)により累積点数が既に51点以上である事業者が、さらに当該管轄区域内の営業所に違反点数を付される場合も含まれるものとして取り扱う。
- (7) 処分基準5の事業停止処分を行うときは、「事業の停止及び附帯命令書」を发出するものとする。
- (8) 処分基準5の規定により事業停止期間が3日間となる場合にあっては、原則として、土曜日、日曜日、祝日、休日その他当該処分を受ける事業者が通常事業活動を行っていない日を含まないよう事業停止期間を設定するものとする。
- (9) 処分基準5 (4) の「関係行為」とは、次に掲げる行為をいう。
  - ① 貨物自動車利用運送
  - ② 貨物自動車運送事業用施設において当該事業者の他の営業所に所属する事業用自動車を使用して行う貨物の取扱い
- (10) 処分基準5 (10) の規定により7日間の事業停止処分をした後で、処分基準5 (8) に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「14日間」とあるのは、「7日間」とする。
- (11) 処分基準5 (12) の規定により3日間の事業停止処分をした後で、処分基準5 (8) に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「14日間」とあるのは、「11日間」とする。
- (12) 処分基準5 (11) の規定により3日間の事業停止処分をした後で、処分基準5

(9)に該当することが判明した場合には、更に同項の規定により事業停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「7日間」とあるのは、「4日間」とする。

- (13) 処分基準5 (12) の規定により3日間の事業停止処分をした後で、処分基準5 (10) に該当することが判明した場合には、更に同項の規定により事業停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「7日間」とあるのは、「4日間」とする。

## 6 処分基準6許可の取消処分関係

- (1) 処分基準6 (1) の許可の取消処分(所在不明事業者及び運輸開始の期限条件違反に係るものを除く。)を行う場合は、事前に本省物流・自動車局安全政策課及び貨物流通事業課に連絡するものとする。
- (2) 処分基準6 (1) ①の「事業停止処分を過去2年間に3回受けていた事業者」については、処分基準6 (2) ①の規定により合併前の法人が受けていた行政処分が合併後の法人が受けたものとして取り扱われる場合には、「3回」とあるのは、「4回」とする。
- (3) 処分基準6 (1) ②の「累積点数が81点以上となった場合」には、処分基準3 (6) の規定により累積点数が既に81点以上である事業者が、さらに当該管轄区域内の営業所に違反点数を付される場合も含まれるものとして取り扱う。
- (4) 処分基準6 (1) ⑩の「特定の違反項目」については、次のいずれにも該当するものをいう。
- (ア) 点呼の実施等が不適切であることが確認されたこと
  - (イ) 運転者の過労防止等に係る措置が不適切であることが確認されたこと
  - (ウ) 運転者のうち健康診断を2名以上受診していないことが確認されたこと
- (5) 2 (5) 及び(6)の規定は、処分基準6 (2) ②の「事業の全部若しくは一部譲渡」について準用する。

## 7 過積載違反に係る行政処分の具体的適用

過積載違反(過積載による運送の引受けに係る違反行為をいう。以下同じ。)に係る基準日車等の適用については、違反日順に、違反回数及び違反の程度に対応した基準日車等を適用することを原則とし、過積載違反に係る輸送の安全確保命令及び特別監査については、処分日順に、処分回数に応じて実施することを原則とし、次の例により行うものとする。

- ① 初回の過積載違反の程度が5割未満であれば、10日車×違反車両数、2回目が5割以上10割未満であれば、40日車×違反車両数、3回目が10割以上であれば、120日車×違反車両数とする。
- ② 3回目を超える過積載違反に係る基準日車等は、累違反の基準日車等を適用するものとする。
- ③ 過積載違反の違反回数のカウント(初回、2回、3回・・・)は、違反日からさかのぼって3年以内の回数とする。



数の通報があるような場合は、下記の例のとおり違反日により、それぞれの基準日車等を適用することとする。

(例1：通報中最後が実測)



3件中最後が実測（A違反日（22.4.1）、B違反日（22.4.15）、C違反日（22.5.15）の過積載違反）について一度にまとめて通報があった場合、A違反日及びB違反日の過積載違反には、それぞれ初違反の基準日車等を、C違反日の過積載違反には再違反の基準日車等を適用する。

(例2：通報全てが実測)

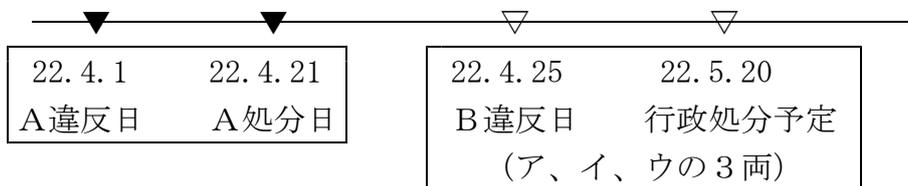


実測による3件（A違反日（22.4.1）、B違反日（22.4.15）、C違反日（22.5.15）の過積載違反）について一度にまとめて通報があった場合、A違反日の過積載違反には初違反の基準日車等を、B違反日の過積載違反には再違反の基準日車等を、C違反日の過積載違反には累違反の基準日車等を適用する。

なお、例1、例2以外の通報があった場合には、例1、例2を参考に日車数を計算したものを貨物自動車運送事業関係処分審査委員会の議に付して決定することとする。

また、都道府県警察本部等からの検挙通報で、違反日が同一の複数の違反車両の通報があった場合の基準日車等は、下記の例のとおり当該違反回数それぞれの違反程度に応じた基準日車等×違反車両数とする。

(例)



A違反日（22.4.1）の過積載違反について行政処分を受けた事業者に対し、B違反日（22.4.25）の車両ア、イ、ウに係る過積載違反について行政処分

違反年月日	違反の程度	基準日車等
ア 22.4.25	5割未満	20日車
イ 22.4.25	5割以上10割未満	40日車
ウ 22.4.25	10割以上	60日車

⑦ 過積載違反に係る3回目以降の行政処分を行う場合にあっては、併せて、輸送の安全確保命令を行うものとする。

また、過積載違反に係る3回目以降の行政処分の日から1年以内に過積載違反輸送が行われた場合は、特別監査を行うものとする。

#### 附 則

1 この基準は、平成25年11月1日から施行する。

2 処分基準附則2に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、なお従前の例による。

#### 附 則（令和元年10月31日 九運公第65号）

1 この基準は、令和元年11月1日から施行する。

2 令和元年10月31日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

#### 附 則（令和7年3月17日 九運公第121号）

この基準は、令和7年4月1日から施行する。